モバイル端末（iPad セルラーモデル等）レンタルサービス条項

この条項は、ソフトバンクモバイル株式会社（以下「ソフトバンクモバイル」という）の提供する携帯電話サービスを利用した、ソフトバンクテレコム株式会社（以下「ソフトバンクテレコム」という）のモバイル端末を、横河レンタ・リース株式会社（以下「当社」）が賃借することにより、お客様に対してレンタル（賃貸）および当該モバイル端末に付帯する携帯電話サービスを提供する条件等を定めたものです。お申し込みに際しては、以下の条件等を十分理解し、同意いただいた上でお申し込み下さい。

1. 用語

本条項で使用する次の用語の意味は以下の通りです。
※各条項で定義されているものはそちらをご参照下さい。

用語	意味
レンタルサービス	本条項に基づき当社が提供する携帯電話サービスを含む本件モバイル端末を契約者に賃貸するサービス
レンタルサービス契約	本条項に基づき当社が提供するレンタルサービスに関する契約
携帯電話サービス	ソフトバンクモバイルが「3G 通信サービス契約約款」、「4G 通信サービス契約約款」、「ソフトバンクモバイル（E）データ通信サービス契約約款」に基づき当社がレンタルサービスに含めて提供する電気通信サービス ※「3G 通信サービス契約約款」 URL http://www.softbank.jp/mobile/legal/articles/3g/ ※「4G 通信サービス契約約款」 URL http://www.softbank.jp/mobile/legal/articles/4g/ ※「ソフトバンクモバイル（E）データ通信サービス契約約款」 URL http://www.softbank.jp/mobile/legal/articles/data/
契約者	本条項に同意し、レンタルサービスの提供を受けるお客様
本件モバイル端末	レンタルサービスの対象となる当社所定のデータカード端末等の移動体通信端末
付属品	本件モバイル端末の充電器及びその他の備品
契約者回線	レンタルサービス契約に基づき、無線基地局設備と契約者が利用する移動無線装置との間に設置される電気通信回線
契約者識別番号	ソフトバンクモバイルが付与する契約者を識別するための数字等組み合わせ
チップ	携帯電話サービスの契約者識別番号その他の情報の小型記憶装置であって、ソフトバンクモバイルが携帯電話サービスの提供にあたって契約者に貸与し、その契約者回線に接続する端末設備を特定するために使用するもの
レンタルサービス用設備	レンタルサービスを提供するにあたり、契約者がレンタルサービスを利用するために必要なソフトウェア等を管理するためにソフトバンクテレコムが設置及び管理するサーバ、電気通信設備その他の機器
レンタル料金	本件モバイル端末を契約者に賃貸するサービスの料金であり、契約申込書に指し示される別途当社が定める金額
レンタル料金等	レンタル料金（携帯電話サービスを利用するための料金を含む）の他、レンタルサービス契約に基づき契約者が当社に対し支払うべき料金等
紛失等	本件モバイル端末が紛失、盗難若しくは所有権侵害等の事由により物理的に契約者の管理下を離れること
毀損	本件モバイル端末が毀損すること（当社の指示又は取扱説明書等に記載の用法に従って使用したことにより本件モバイル端末が故障した場合及び修理不能の場合を含む）
蓄積データ等	本件モバイル端末に保存、蓄積又は登録された電話帳情報及びメッセージデータ、有償アプリケーション、画像データ等の情報及びデータ（電子マネー等 FeliCa 内のデータを含む）並びに ID 及びパスワード
FeliCa	ソニー株式会社が開発した非接触 IC カードの技術方式又は当該技術を用いた電子マネー等のサービス なお、FeliCa はソニー株式会社の登録商標です。
プライバシーポリシー	当社が定める「個人情報保護方針」 。 なお、当社は、同ポリシーをホームページ上において公表しております。
※当社が提供するサービスは、ソフトバンクテレコムが独自で提供する複数のサービスのうち、「レンタルサービス」および「携帯電話サービス」のみとなります。	

2. レンタルサービスについての注意事項

契約者は、レンタルサービスに含まれる携帯電話サービスの利用については、ソフトバンクモバイルが定める「3G 通信サービス契約約款」、「4G 通信サービス契約約款」、「ソフトバンクモバイル（E）データ通信サービス契約約款」に基づき提供されるサービスであることに同意するものとします。

当社は、契約者がレンタルサービスについての問合わせを行った場合、当社で対応可能な範囲でその問合わせに対応します。なお、当社は、当該対応について、最善の努力を行うものとしますが、問合わせに完全に回答できること、当該問合わせ対応により、契約者に発生している全ての問題が解決することを保証するものではありません。

3. レンタル起算日・レンタル期間及び、延長

(1) 本件モバイル端末を引き渡した日の翌日をレンタル起算日とします。
(2) レンタルサービス契約の最低利用期間は 1 ヶ月とします。
(3) レンタル期間が終了する 1 週間前までに契約者から延長期間を定めてレンタル期間延長の申し出があった場合は、本条項に違反のない限り、この申し出を承諾するものとし、以降繰り返し延長する場合も同様とします。

4. レンタルサービスの料金に関する注意事項

(1) レンタル料金の額は当社が別途定めるものとします。
(2) 月の途中でレンタルサービス契約が終了した場合でも 1 ヶ月分のレンタル料金を支払うものとします。
(3) 当社は諸般の事情によりレンタルサービスの料金を変更できるものとします。

5. 料金支払方法

(1) 契約者は、当社からの請求により、請求書記載のレンタル料金を請求書記載の支払期限までに当社の指定する銀行口座に振込む方法により支払います。

(2) レンタル料金は、1 ヶ月単位で計算されるものとし、レンタル料金等（運送費、消耗品費、その他代金の合計額）は初回レンタル料金支払時に全額支払うものとします。

6. 延滞利息

契約者は、レンタル料金等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いをしない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、前項に従って当社に対して支払うものとします。

7. 申込み

(1) 契約者は、レンタルサービス契約の申込みをするときは、当社に対し、当社所定の契約申込書を提出するものとします。

(2) 上記(1)の場合において、当社が要求するときは、契約者は、①契約申込書の記載内容を確認するための書類（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）に定める本人確認書類を含む、レンタルサービスの提供を受けるのに当社が必要と判断した書類）及び②財務諸表等与信に必要と当社が判断する書類（以下①及び②を総称して「確認書類等」という）を提出するものとします。

8. 承諾

(1) 当社は、契約者が、次の(A)乃至(F)に定める全ての条件を満たした場合にのみ、契約者の申込みに対する承諾をします。

(A) 日本国内において設立された法人（当社が特に認めた団体を含む）であること

(B) レンタルサービス契約の申込みに携帯電話サービスの申込みが含まれていること

(C) レンタルサービス契約の申込みに際して当社に提出された当社所定の契約申込書及び当社が別途定める提出書類に記載漏れ、誤記、虚偽又は事実に反する記載がないこと

(D) 当社のレンタルサービスの提供にかかる与信基準を満たした契約者からの申込みであること

(2) レンタルサービス契約の申込みを承諾するために必要な機器の新設、改造、修理又は保守が当社の業務の遂行上又は技術上著しく支障があると認められる場合は、当該申込みを承諾しないことがあります。

(3) 当社は、上記(1)に定める条件を満たしていない申込みであることが事後に判明し又は事後に条件に満たさなくなった申込みに基づき締結されたレンタルサービス契約につき、
レンタルサービス提供の義務を免れ、かつレンタルサービス契約を解除することができるものとします。但し、この場合、当社は契約者から受領済みのレンタル料金等の返還義務を一切負わないものとします。

(4) レンタルサービス契約は、当社所定の申込みに対し当社が承諾したときに成立するものとします。

9. 引渡し

(1) 当社は、レンタルサービス契約成立後、本件モバイル端末を申込用紙に記載の場所（以下「指定送付先」という）に送付することにより本件モバイル端末の引渡しを日本国内において行うものとします。

(2) 契約者は、上記(1)の引渡しに支障を来たさないよう指定送付先における本件モバイル端末の受入準備を完了することとします。

(3) 契約者は、上記(1)の引渡しを受けた場合、本件モバイル端末を点検し、何らかの瑕疵を発見した場合は、当該引渡しを受けた日（以下「引渡日」という）に当社に通知するものとします。当該瑕疵により契約者がレンタルサービスを利用することができないと当社が認めた場合、当社は速やかに当社所定の代替用のモバイル端末（以下「代替機」という）を契約者に送付するものとします。なお、代替機の引渡しについても、本項番 9 の規定を適用するものとします。物件の修理または取り替えに過大の費用または時間を要する場合、当社は、レンタルサービス契約を解除することができるものとします。

(4) 契約者が引渡日において何らの通知もしなかった場合、本件モバイル端末は引渡日において何らの瑕疵なく完全な状態で引き渡されたものとします。

10. 本件モバイル端末及び蓄積データ等の使用及び管理

(1) 契約者は、項番 9(1)に定める引渡しを受けた本件モバイル端末を、引渡日からレンタル期間内において、当社の指示又は取扱説明書等に記載の用法に従い使用するものとします。本件モバイル端末の使用に必要な電源・電力、消耗品代等は、契約者がその負担により提供するものとします。

(2) 契約者は、善良なる管理者の注意をもって本件モバイル端末を使用管理するものとし、当社の承諾なしに、本件モバイル端末の改造分解、並びに本件モバイル端末に添付されているチップの他の携帯電話等の機器への差替えを行わず、また、本件モバイル端末に予め添付されているチップ以外のチップを本件モバイル端末に差し替えないものとします。

(3) 契約者は、本件モバイル端末に添付された調整済みの標識等を除去、汚損しないものとします。

(4) 第三者による不正使用等による通信であっても、レンタルサービスを利用して行われた通信は、全て契約者によって行われたものとみなし、契約者がレンタル料金等を負担するものとします。

11. 本件モバイル端末の毀損・紛失等の取扱い

(1) 契約者は、本件モバイル端末について、理由の如何を問わず紛失等又は毀損が発生した場合、直ちに当社に通知するものとします（但し、当社営業時間内の対応）。

(2) 当社は、下記(3)及び(4)に定める損害金又は修理費を支払うことを条件として、代替機を契約者に貸与するものとします。なお、当該代替機について、紛失等又は毀損した本件モバイル端末と同機種・同色とは限らず、また、未使用端末とは限りません。

(3) 上記(1)の場合、契約者は、書面（電子メールを含む）にて、速やかに、当社所定の窓口に送付するものとします。なお、本件モバイル端末を毀損した場合には、契約者は蓄積データ等を消去のうえ、毀損した本件モバイル端末を返却し、当該書面を送付するものとします。当社は、本件モバイル端末の返却に際し、契約者が蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、契約者又は第三者に生じた損害（FeliCa を用いたサービスやシステムが利用できなくなる場合を含む）につき一切の責任を負わないものとします。

(4) 契約者は、次に掲げる場合、次の(A)乃至(C)に定める損害金又は修理費を当社に支払うものとします。なお、当該損害金又は修理費の支払いは項番 13 に定める損害賠償の請求を妨げないものとします。

(A) 本件モバイル端末の紛失等が発生した場合:別表 1 に定める紛失等の場合における紛失時損害金(以下「紛失時損害金」という)
(B) 本件モバイル端末を毀損した場合:別表 1 に定める毀損の場合における損害金(上限額)を上限とする修理費(但し、レンタル期間中における本件モバイル端末の毀損であって、当該毀損が生じたことについて契約者に過失がなく、機器自体に起因する毀損であると、当該本件モバイル端末に係るメーカーまたは当社指定のメーカーに準ずる会社により判断された場合は、無償)
(C) 本件モバイル端末を毀損した場合で、上記(3)に定めるとおりに当社所定の書面の送付及び本件モバイル端末の返却がなされない場合:別表 1 に定める未返却の場合における損害金。なお、毀損の申告後に本件モバイル端末の紛失等が発生した旨を当社に申告した場合であっても、紛失等の扱いとはなりません。

(5) 契約者による上記(4)の損害金の支払いは、紛失等が発生した本件モバイル端末を契約者が発見した場合であっても、契約者は、本件モバイル端末の紛失等の通知の取消し及び損害金の返却を請求することはできないものとします。
(6) 本項番 11 に定める場合において、レンタルサービスを利用できなくなったときでも、契約者は、その利用できない期間にかかるレンタル料金等の支払いを要するものとします。

12. 蓄積データ等の管理

(1) 契約者は、本件モバイル端末及び蓄積データ等を第三者に無断で使用されないよう、契約者自身の責任において厳格に管理するものとします。
(2) 当社は、原因の如何を問わず(本件モバイル端末の紛失等若しくは毀損による場合、ならびに契約者の管理義務違反による場合を含む)、蓄積データ等の漏洩及び不正利用について、一切の責任を負わないものとします。

13. 損害賠償及び免責

(1) 当社又は契約者は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、直接かつ現実に発生した損害に限り、賠償する責任を負うものとします。
(2) 上記(1)の定めにかかわらず、契約者による本件モバイル端末の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、契約者が自らの責任と費用負担でこれを処理、解決するものとします。
(3) 当社は、本件モバイル端末のソフトウェアバージョンアップ等の作業に伴い契約者に費用が発生した場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
(4) 当社は、本件モバイル端末のソフトウェアバージョンアップ等の作業を実施したこと又は実施しなかったことに起因する損害について、一切の責任を負わないものとします。
(5) 当社は、契約者が本条項のいずれか一に違反した場合においては、本条項に従った通常のレンタルサービスの利用を保証しないものとします。
(6) 当社は、レンタルサービスの完全な運用に努めますが、レンタルサービスの中断、運用停止、廃止などによって契約者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。

14. レンタルサービス契約内容の変更

契約者は、契約申込書の記載内容(住所等)に変更があるときは、事前に当社所定の用紙により当社あてに直接通知するものとします。

15. レンタルサービス契約の解約

(1) 契約者がレンタルサービス契約を解約する場合は、当社所定の方法に従い、当社に書面(電子メール含む)にて通知するものとします。
(2) 上記(1)の通知があった場合、レンタルサービス契約は、当社が当該通知を受理した日を含む 1 ヶ月単位のレンタル期間の終了日をもって終了するものとし、日割り計算はしないものとします。
(3) レンタルサービス契約の終了時点で存在する一切の債務については、レンタルサービス契約終了時においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

16. レンタルサービス契約の解除

(1) 契約者が次の(A)乃至(F)の一に該当した場合、当社は、何ら催告することなしに、レンタルサービス契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
(A) 契約者の財産につき差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は租税滞納処分を受けたとき
(B) 支払不能若しくは支払停止に陥り、又は破産、民事再生、会社更生、又は特別清算の申立てがあったとき
(C) 営業の廃止若しくは変更、又は合併によらない解散の決議をしたとき
(D) 振出し又は裏書した手形、又は小切手の決済ができなかったとき、あるいは手形取引上の交換停止処分を受けたとき
(E) その他支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が生じたとき
(F) 契約者が当社に対して虚偽の事実を告げたとき、又は契約者の申告した事実が虚偽であると合理的に判断されるとき
(2) 契約者が本条項の規定に違反した場合、当社は、相当な期間を定めて当該違反事由の解消を求める催告を行うことができるものとし、当該期間経過後、なおも契約者が違反事由を解消しなかったとき、当社はレンタルサービス契約を解除することができるものとします。
(3) 上記(1)及び(2)によりレンタルサービス契約が解除された場合、契約者は、直ちに当社に対する債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに全ての債務を弁済するものとします。
(4) 上記(1)乃至(3)の規定は、当社から契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

17. レンタルサービスの中止

(1) 当社は、(A)乃至(D)のいずれかに該当する場合には、レンタルサービスの提供を中止することができるものとします。
(A) レンタルサービス用設備の故障によるとき
(B) レンタルサービス用設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
(C) 項番 18 所定の規定によるとき
(D) 当社の都合により、レンタルサービスの提供を行うことが困難になったとき
(2) 当社は、上記(1)の規定によりレンタルサービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
(3) 当社は、理由の如何を問わずレンタルサービス契約が終了した場合は、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなくレンタルサービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

(4) 当社は、上記(1)乃至(3)に定める事由のいずれかによりレンタルサービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

18. 利用の制限

(1) 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、レンタルサービス用設備の需要が著しく増加し、レンタルサービスの提供が困難となった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、レンタルサービスの提供を制限又は中止する措置を取ることがあります。
(2) 当社は、レンタルサービス用設備に過大な負荷が発生し、その利用又は運営に支障を与える又は支障を与えるおそれのある場合で必要と認めたときは、別に定める方法により、当該負荷に係る通信を制限することがあります。
(3) レンタルサービスをご利用の契約者が、当社の設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、利用の制限をさせていただくことがあります。

19. レンタルサービスの廃止

当社は、レンタルサービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、予め廃止しようとするレンタルサービスを利用している契約者に通知します。この場合において、当社が定める廃止日（以下「廃止日」という）をもってレンタルサービス契約は終了するものとします。

20. 本件モバイル端末の返却

(1) 契約者は、次の(A)、(B)のいずれかに該当する場合、本件モバイル端末にかかる蓄積データ等の一切を消去し、かつ、本件モバイル端末のロックを解除し、工場出荷時状態に戻した上で、当社が別途定めるその他の返却条件にしたがって、本件モバイル端末を当社の指定する場所に速やかに返却するものとします。
(A) 理由の如何を問わず、レンタルサービス契約が終了したとき：終了日から 2 週間以内
(B) 代替機が発送されたとき（紛失等により本件モバイル端末が契約者の管理下にない場合を除く）：当社が代替機を発送した日から 2 週間以内
(2) 契約者が上記(1)に定める手続きにより本件モバイル端末の返却を行わない場合、契約者は別表 1 に定める未返却の場合における損害金を、当社に支払うものとします。解約後に本件モバイル端末の紛失等が発覚した場合も紛失等の扱いとはなりません。
(3) 当社は、上記(1)の本件モバイル端末の返却に際し、契約者が蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、契約者又は第三者に生じた損害（FeliCa を用いたサービスやシステムが利用できなくなる場合を含むが、これらに限られない）につき一切の責任を負わないものとします。
(4)当社の連絡先変更等当社の事情により、本件モバイル端末の返却先が不明な場合の問合せ先および返却先は、以下のとおりとします。
〒993－0035
山形県長井市時庭1960番地
マイクロソリューション株式会社　山形第一工場　内
レンタル端末返却センター　宛
電話：044－388－7104

21. 秘密保持

(1) 契約者及び当社は、相手方の書面による承諾なくして、レンタルサービス契約に関連して相手方から開示された相手方固有の業務上、営業上、技術上の秘密（以下「秘密情報」という）を、レンタルサービス契約期間中はもとより、レンタルサービス契約終了後も 3 年間は第三者に対して一切開示、漏洩しないものとします。但し、次の(A)乃至(E)のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとします。
(A) 秘密保持義務の対象外とすることについて事前に情報開示者の書面による承諾を得た情報
(B) 開示を受けた時に既に公知の情報
(C) 開示を受けた後に情報受領者の責めによらず公知となった情報
(D) 開示を受けた時に既に情報受領者が適法に保持していた情報
(E) 情報開示者が第三者に対し何ら秘密保持義務を課すことなく開示した情報
(2) 上記(1)の規定にかかわらず、法令により開示することが義務付けられている情報については、その限度で、開示することができるものとします。
(3) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約者の顧客情報の取扱いについては、項番 22 の定めが適用されるものとします。

22. 契約者に係る情報の利用

当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、契約者に係る情報（申込み時又はレンタルサービス契約成立後に、当社が契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号
及び契約者識別符号等の全ての個人情報をいう）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用するものとします。
(A) 契約者からの問合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内又は情報の提供等の契約者に対する取扱い業務
(B) 課金計算に係る業務
(C) 料金請求に係る業務
(D) 市場調査及びその分析
(E) 当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等

23. 譲渡等の禁止

(1) 契約者は、本件モバイル端末を第三者に対して譲渡、質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
(2) 契約者は、当社の事前の承諾がある場合を除き、レンタルサービス契約における契約上の地位の譲渡及び本件モバイル端末の転貸を行うことはできないものとします。
(3) 上記(2)の規定により当社の事前承諾を得て契約上の地位の譲渡の承諾を受けようとする者は、当社所定の書面（事実確認のために当社が指定する書類を含む）を提出するものとします。
(4) レンタルサービス契約上の地位譲渡があったときは、譲受人は、レンタルサービス契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。但し、譲渡日を含む月のレンタルサービス料金等については、当社所定の支払方法によるものとします。
(5) レンタルサービス契約の契約上の地位の譲渡前の譲渡人によるレンタルサービスの利用において、レンタルサービス契約に違反したことが判明したときは、当社は、このレンタルサービス契約の規定によりレンタルサービス契約の解除等必要な措置を執ることがあります。

(3) 仮処分、差押え、仮差押え、公租公課の滞納処分その他第三者が本件モバイル端末の所有権を侵害し、又は侵害するおそれのある事由が生じた場合、契約者は、当社に対し直ちに通知するものとします。この場合において、契約者は、当該第三者に対し、本件モバイル端末が契約者以外の者の所有にかかる物件であって自己の所有物でないことを主張立証するものとします。

24. 契約者の地位の承継

法人の合併若しくは会社分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは会社分割により設立された法人若しくは会社分割により営業を承継する法人は、本件モバイル端末にかかわる当社所定の事項につき、当社所定の契約書(事実確認のために当社が指定する書類を含む)を当社と締結するものとします。

25. 反社会的勢力の排除

(1) 契約者は、当社に対し、レンタルサービス契約の申込み時において、契約者(契約者が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)又はレンタルサービス契約を代理若しくは媒介する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(2) 契約者は、当社が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。

(3) 当社は、契約者又はレンタルサービス契約を代理若しくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、レンタルサービス契約を解除することができるものとします。

(4) 契約者がレンタルサービス契約に関連する契約(以下「関連契約」という)を第三者と締結している場合において、当該第三者又は関連契約を代理若しくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、当社は契約者に対して関連契約の解除その他必要な措置を求めることができ、契約者が速やかにこれに応じなかった場合は、当社は直ちにレンタルサービス契約を解除することができるものとします。

(5) 当社が、上記(3)又は(4)の規定により、本契約を解除した場合には、当社はこれによる契約者の損害を賠償する責を負わないものとします。

26. 本条項の変更

当社は、本条項を変更することがあります。この場合には、レンタルサービス契約の提供条件は、変更後の本条項の定めによります。

27. 裁判管轄権

レンタルサービス契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所(本庁)を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

28. 協議事項

本条項に定めのない事項又は本条項の履行に疑義が生じた場合は、契約者と当社の双方で誠意を持って協議の上、解決を図るよう努めるものとします。なお、本条項のいずれかの部分が無効である場合でも、本条項全体の有効性には影響がないものとします。

以上

別表 1 紛失等、毀損の損害金

(1) iPad について

項目	金額(本件モバイル端末 1 台あたり)
紛失時損害金	50, 000 円(不課税)
毀損の場合における 損害金(上限額)	47, 619 円(税抜)
未返却の場合における 損害金	50, 000 円(不課税)

(2) モバイル端末(上記(1)の機種は除く)について

項目	金額(本件モバイル端末 1 台あたり)
紛失時損害金	20, 000 円(不税抜)
毀損の場合における 損害金(上限額)	20, 000 円(税抜)
未返却の場合における 損害金	40, 000 円(不課税)

附則

（実施期日）

この改定後の本条項は、2014 年4月1日より実施します。